

議事日程第13号

令和5年(2023年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例会議会議事日程
令和5年(2023年)8月31日午前9時30分開議
議会期間(令和5年8月31日から同年9月27日まで28日間)

日程第1	発議第20号	会議録署名議員の指名について
日程第2	発議第21号	議会運営委員の選任について
日程第3	議員提出議案第3号	大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する 条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第70号	教育委員会の委員の任命について
日程第5	議案第71号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第6	議案第72号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第7	議案第73号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第8	議案第74号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第9	議案第75号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第10	議案第76号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第11	議案第77号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第12	議案第78号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第13	議案第79号	東野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第14	議案第80号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第15	議案第81号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第16	議案第82号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第17	議案第83号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第18	議案第84号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第19	議案第85号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第20	議案第86号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第21	議案第87号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決 算認定について
日程第22	議案第88号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会

		計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第23	議案第89号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計 （事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第24	議案第90号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認定について
日程第25	議案第91号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第26	議案第92号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第27	議案第93号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第28	議案第94号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第29	議案第95号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第30	議案第96号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第31	議案第97号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計決算 認定について
日程第32	議案第98号	大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例について
日程第33	議案第99号	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第34	議案第100号	大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一 部を改正する条例について
日程第35	議案第101号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第36	議案第102号	大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第103号	福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例につい て
日程第38	議案第104号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

		について
日程第 3 9	議案第 1 0 5 号	令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 5 号) について
日程第 4 0	議案第 1 0 6 号	令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
日程第 4 1	議案第 1 0 7 号	令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
日程第 4 2	議案第 1 0 8 号	令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 4 3	報告第 6 号	令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第 4 4	報告第 7 号	令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第 4 5	報告第 8 号	令和 4 年度 (2022 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について
日程第 4 6	請願第 2 号	2 0 2 4 年度からの大阪府統一国民健康保険料率等 の中止を求める請願について
日程第 4 7	陳情第 3 号	水道料金の福祉減免制度の継続を求める陳情について
日程第 4 8	要望第 4 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の 創設を求める要望について
日程第 4 9	要望第 5 号	上下水道料金の福祉減免の継続を求める要望について

発議第20号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 北 好 雄

記

5番 山 本 あさみ

6番 深 江 容 子

発議第21号

議会運営委員の選任について

大阪狭山市議会委員会条例（昭和29年大阪狭山市条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり議会運営委員を選任されたい。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 北 好 雄

記

議会運営委員

1 人

議員提出議案第 3 号

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 北 好 雄 様

大阪狭山市議会議員 中 井 勝 也
同 上 中 野 学
同 上 西 野 滋 胤

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例（令和２年大阪狭山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和２年５月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和５年１０月１日から令和９年４月３０日まで」に、「１００分の５」を「１００分の１０」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

東野財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を東野財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 山 本 耕 平

昭和23年〇〇月〇〇日生

東野財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を東野財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 林 部 高 明

昭和26年〇〇月〇〇日生

東野財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を東野財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 山 本 恒 弘

昭和30年〇〇月〇〇日生

議案第81号

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 高 林 正 啓

昭和29年〇〇月〇〇日生

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 木 林 洋

昭和31年〇〇月〇〇日生

議案第84号

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 谷 富二男

昭和32年〇〇月〇〇日生

議案第 87 号

令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 (2023 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 88 号

令和 4 年度 (2022 年) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 (2022 年) 大阪狭山市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 (2023 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第89号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第90号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第91号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第92号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第93号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第94号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第95号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第96号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第97号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第98号

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例につ
いて

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者、市民等が協働して構築するものであり、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められている。

大阪狭山市において築かれてきた地域社会を基盤として、市、医療介護等関係者、市民等がそれぞれの役割を理解し行動することで、地域包括ケアシステムを深化・推進し、「介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市」の実現をめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域包括ケアシステムの深化・推進に関する基本理念及び基本事項を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにすることによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び同法に基づく命令等において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括ケアシステム 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。
- (2) 医療介護等関係者 医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる事業者その他従事者等をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住する者、本市の区域内に通勤又は通学する者並びに本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の活動する団体等をいう。
- (4) 介護予防 要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若

しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。

- (5) 自助 自らのできる範囲で、健康管理や介護予防に自ら取り組むことをいう。
- (6) 互助 家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うことをいう。
- (7) 共助 介護保険その他の社会保障制度の仕組みによって組織化され、制度化された地域の活動により、共に助け合うことをいう。
- (8) 公助 税による社会保障等により行政がサービスを提供することをいう。

(基本理念)

第3条 市は、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として地域包括ケアシステムを推進しなければならない。

- (1) 高齢者の尊厳の保持及び住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすための自立支援を基本とするものであること。
- (2) 地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じて構築していくものであること。
- (3) 市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築していくべきものであること。
- (4) 市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方にに基づき、それぞれの役割分担の下に行うべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念を尊重し、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「地域包括ケアシステム推進施策」という。）を総合的かつ効果的に実施するものとする。

- 2 市は、医療介護等関係者及び市民等に対し地域包括ケアシステム推進施策を広く周知するとともに、相互に連携及び協働するものとする。
- 3 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。

(医療介護等関係者の役割)

第5条 医療介護等関係者は、それぞれの役割を理解し、必要な情報の共有を行うことで、医療、介護及び介護予防等を一体的に提供できる体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 医療介護等関係者は、地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努

めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、いつまでも自分らしい生活を続けることができるよう、介護予防及び健康の維持増進に努めるものとする。

2 市民等は、お互いに尊重し、助け合い、地域等における共助に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、地域包括ケアシステム推進施策の基本施策として、次に掲げる施策を実施する。

(1) 医療又は介護が必要な場合に、在宅医療・介護を切れ目なく提供するための施策

(2) 認知症に関する正しい知識を普及啓発し、認知症の者又はその家族を支える施策

(3) 介護予防に関する施策

(4) 地域住民の主体性を活かした生活支援等サービスの体制を整備する施策

(5) 地域で培ってきたコミュニティの力を活かした社会的孤立を防止するための施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(地域包括ケアシステムの推進に関する調査及び審議)

第8条 市は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）第2条第1項第1号の表に規定する大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において、地域包括ケアシステムの推進に必要な調査及び審議を行い、地域包括ケアシステム推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(相談体制の整備)

第9条 市は、大阪狭山市地域包括支援センター及び大阪狭山市権利擁護支援センター並びに他の関係機関等と連携し、支援が必要な者及びその家族が気軽に相談できる体制の整備を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例
の一部を改正する条例について

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東野財産区」の次に「、今熊財産区」を加える。

第2条の表東野財産区の項の次に次のように加える。

今熊財産区	今熊財産区管理会	7人
-------	----------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の8第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

第19条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第21条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて

賦課し、及び徴収する。

第23条の2中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第24条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第27条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第28条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第28条の5において同じ。)」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第28条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

附則第5条の3に次の1項を加える。

15 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第5条の4第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加え

る。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条の2第4項及び第18条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条の8第2項並びに第21条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第23条の2、第24条、第27条、第28条の2及び第28条の6の改正規定並びに附則第16条の2第4項及び第18条第3項の改正規定並びに次条第1項及び附則第3条の規定 令和6年1月1日
- (2) 第19条の3の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例第19条の3第2項

の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大阪狭山市市税条例第19条の3第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例附則第16条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例附則第18条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第102号

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第7条第1号中「18歳以上の身体障害者又は知的障害者」を「法第4条第1項に規定する障害者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例に
ついて

福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例

福祉的給付金支給条例（昭和49年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戦傷病者見舞金及び原子爆弾被爆者見舞金支給条例

第1条中「老齢者、ひとり親家庭等の児童等の福祉の増進及び処遇の向上を図るため福祉的給付金（以下「給付金」という。）を給付する」を「戦傷病者見舞金及び原子爆弾被爆者見舞金（以下「見舞金」という。）を戦傷病者及び原子爆弾被爆者に対して支給することで、福祉の増進に寄与する」に改める。

第2条中「給付金の給付」を「見舞金の支給」に改める。

第3条の見出しを「(見舞金の種類等)」に改め、同条中「給付金の種類」を「見舞金の種類」に、「給付金の額」を「額」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「給付金の給付」を「見舞金の支給」に、「給付」を「支給」に改め、同条第1号中「給付時」を「支給時」に改め、同条第2号中「給付時」を「支給時」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第3号中「給付金の給付」を「見舞金の支給」に改める。

第5条中「給付を」を「支給を」に、「給付金」を「見舞金」に改める。

別表敬老祝金の項及びひとり親家庭等児童給付金の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第104号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第2条 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第20条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

議案第105号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第106号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第107号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第108号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

令和 4 年度 (2022 年) 大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度 (2022 年) 大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 5 年 (2023 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.96)	— (17.96)	3.7 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 7 号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和5年(2023年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第 8 号

令和 4 年度 (2022 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 年度 (2022 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算について別紙のとおり報告する。

令和 5 年 (2023 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古川 照人